

杉並区長 宛

杉並区電気自動車用充電設備導入助成金交付申請書

杉並区電気自動車用充電設備導入助成金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添付し助成金の交付申請をします。申請に当たっては、裏面記載の欠格事項に該当していないことを宣誓するとともに注意事項を確認しました。



1 申請者及び申請内容

申請者区分	<input type="checkbox"/> 区民(又は区民になろうとする者) <input type="checkbox"/> 区内中小企業者(法人) <input type="checkbox"/> 区内中小企業者(個人事業主) <input type="checkbox"/> 管理組合等		
フリガナ 申請者氏名 <small>(法人、管理組合は名称及び代表者氏名)</small>			ゴム印やスタンプ印は不可 印
現住所 <small>(法人は事業所の所在地)</small>	〒 -		
日中に連絡のとれる申請者の電話番号	連絡先① () - 連絡先② () -		
仮住まい住所 <small>(ある場合のみ記入 法人は代表者住所)</small>	〒 -		
機器の設置場所	<input type="checkbox"/> 上記現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(地番でも可) → 〒 - 杉並区		
設置機器及び 交付申請金額 <small>※助成金の交付申請金額の計算過程はリーフレットをご覧ください</small>	機器の種類(いずれかに○)	メーカー名・型式	工事費
	急速・普通 充電設備	メーカー名 型式	, 円
	↓ 普通充電設備の場合は、以下も選択してください		
	<input type="checkbox"/> コンセント100V <input type="checkbox"/> コンセント200V <input type="checkbox"/> 充電ケーブル付		
	見積書・契約書に記載の機器本体価格(税抜)	センターの補助金交付上限額	交付申請金額(千円未満切り捨て)
	, 円	, 円	, 円
設置場所の状況	<input type="checkbox"/> 申請者単独所有 <input type="checkbox"/> その他(共有等) <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 戸建以外		<input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 新增築 <small>新居居住開始 令和 年 月 日 頃</small>
設置工事着工予定日	令和 年 月 日	設置工事完了予定日	令和 年 月 日
販売店名/担当者	(連絡先電話番号)		
国等への補助申請 →申請予定の場合、裏面もご記入ください。	<input type="checkbox"/> 申請予定 → 制度名/申請先: <input type="checkbox"/> 申請予定なし 予定補助金額:		

【裏面あり】

事務処理欄(記入不要)			
受付日	受付者	入力日	入力者
/		/	

【裏面】

2 添付必要書類 … リーフレットをご確認の上、必要な書類を揃えて、窓口又は郵送で提出してください。

3 欠格事項(いずれかに該当する場合、助成金の交付を受けることはできません)

- (1) 対象機器について、既に区の他の助成を受けている。
- (2) 助成金の交付を受けようとする者が、本助成を受けて設置したことがある。
ただし、過去に助成を受けた機器の耐用期間が交付申請の時点で経過している場合又は第14条第3項に規定する機器損傷減失報告書を提出している場合は、この限りではない。

4 申請に当たっての注意事項

- (1) 設備を設置することによって立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。
- (2) 設備の設置および使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- (3) この申請に基づく交付決定がなされる前に設置工事の着工をした場合は、補助金の交付を行うことはできません。
- (4) 申請受理後、2週間程度で「交付決定通知書」「完了報告書」等を申請者宛てに郵送します。
- (5) 工事完了後に完了報告を行う必要があります。完了報告は全ての必要書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の3月20日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日)までに行ってください。
- (6) 区が設備の設置等の状況を確認するため、現地調査等を行う場合又は書類の提出を求めることがあります。
- (7) 設備は耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- (8) 設備を耐用期間中に処分する場合は、あらかじめ区長の承認を受けてください。

5 国・都の補助金の申請

国及び東京都による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の合計額が導入経費を超えない範囲での交付となります。

※東京都「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」との併用はできません。

確認後、下記にチェック(☑)を入れてください。

確認事項	<input type="checkbox"/> 国及び東京都による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額は導入経費を超えないことを確認しています。超えている場合は、導入経費を超えない範囲で交付されることを了承します。
	<input type="checkbox"/> 国・都の予定補助金額が申請時より減額になった場合でも、区へ助成金の追加請求を行いません。

〔V2H助成の申請で東京都の補助を併用する方へ〕

V2Hと合わせて太陽光発電システム及びEV又はPHVが揃う場合、東京都から助成対象経費の10/10(上限100万円)が助成される場合があります。

その際、区の助成額は助成対象経費を超えない額までの助成となりますのでご注意ください。

以下の例をご確認ください。

助成対象経費(見積書・契約書から算出)			(万円)		
			東京都	杉並区	都+区
本体価格	工事費等	計	補助額(10/10)上限100万円	区助成額	
80	35	115	100	10	110
85	20	105	100	5	105
70	20	90	90	0	90

※区の助成額の算出方法についてはリーフレットをご確認ください。